〔個別研究９〕

市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政実施体制の再構築とその課題に関する研究－質問紙調査の単純集計結果を中心に－

嘱託研究員　佐藤まゆみ（淑徳大学大学院）
子ども家庭福祉研究部　柏女 霊峰

要　約

本研究は、「市町村を中心とした子ども家庭福祉行政実施体制の再構築（地方間分権）ができるか否か」、「市町村が対応すべき課題とは何か」を明らかにすることを目的とした。本研究における質問紙調査は、要保護児童対策地域協議会設置済みの 1176 市区町村を対象にした全数調査を実施した。その結果、子ども家庭福祉行政実施体制の再構築の検討にあたって、3 点のポイントが見出された。

まず、市町村の課題は上位項目（抽象）と下位項目（具体）に分けて分析したが、上位項目を構成している具体的な課題（下位項目）の中には重要な要因があり、上位項目で「対応できる」と答える条件になっていると考えられた。次のポイントは、「重要度が高いにも関わらず対応できていない課題は何か」である。このような変数間の数値のかい離は、市町村中心の体制整備における要因、条件を整理する上で重要なポイントになると考えられる。本研究では、「兼務体制の限界を考慮し、専門分野を理解した人材配置をすること」、「専門職採用とその質の向上のための研修をセットで実施すること」、「家庭の力を育てること」等 9 つの課題を提示した。最後に、「市町村中心の体制に再構築する必要性とそれができるか否か」である。市町村担当者は、体制再構築はできると考えている傾向があるといえるが、現状のままでは体制再構築は難しく、それを可能にするために対応すべき課題を明らかにし、課題に対応するための手立てを用意することが必要である。

今後の課題は、体制再構築と市町村が対応すべき課題間の関連や市町村の課題の優先順位を提示することである。

キーワード：子ども家庭福祉行政実施体制の再構築、地方間分権、要保護児童対策地域協議会、市町村の課題

The study of Reconstruction for Child and Family Welfare Administration System: The Outcomes from the Simple Totalization of Questionnaire Survey

Mayumi Sato, Reiho KASHIWAME

Abstract : This study is aimed at clarifying two themes, such as, whether the reconstruction of municipal centered Child and Family Welfare Administration System: Inter Local Decentralization, and what are the tasks that municipals should deal with. The questionnaire survey was done against all 1,176 municipals that established Child Protection Local Council. As a result, three points were found.

Firstly, municipal's six tasks were grouped and its factors were both analyzed separately. Among those specific factors, there were more influential factors to the tasks. Secondly, there were 9 factors that appeared to be apparently that the gaps were big between the importance of the factors and the tasks successfully done by municipals. Lastly, it was necessary to reconstruct to be municipal centered system and improve the method to deal with the tasks.

The future themes are to show the priority in municipal's tasks, the relevance between the system reconstruction and the tasks that municipals should deal with.

Keywords : Reconstruction of Child and Family Welfare Administration System, Inter Local Decentralization, Child Protection Local Council, Local Government Issues

Ⅰ. 研究の背景と目的

現在、子ども家庭福祉行政の地方間分権[1]は、平成16年の児童福祉法改正以降市区町村における児童相談体制の構築が課題となっており、その手立てと考えられる要保護児童対策地域協議会の運営強化に対する予算措置も講じられている。

全国児童相談所長会はこれまで3度にわたる調査により分権化の方向性を示した(表1)。その後、平成15年の第10回社会保障審議会児童部会における全国知事会「児童相談所等のあり方に関する都道府県アンケート」の結果報告において、47都道府県中45都道府県の質問紙調査の結果を示した。児童虐待等についての市町村の役割を強化すべきであるとする考え方について「原則的に賛成だが、一定の配慮が必要である」64.4%、「直ちに実施すべきである」26.7%、「さらに慎重に検討することが必要である」6.7%であり、反対は0%であった。「原則的に賛成だが、一定の配慮が必要である」について、児童虐待対応に市町村間のばらつきが大きい現状と防止ネットワークの設置が同時に行われる必要があること、専門性をもった職員の確保、児童相談所との連携に配慮を要すること、(虐待の)発生予防、早期発見、アフターケアについては住民に身近な市町村が行いやすい立場である役割を果たしていくべきであること、財政的支援、連携システムの確立等配慮すべき課題を示した。

このように、子ども家庭福祉の担当者によって分権化について支持はされつつも、併せ持つ課題もまた複数あり、その課題に対応することなく一挙に推し進めることには慎重であることがわかる。当時、市町村合併を控えている時期であったために挙げられた懸念もあったと考えられる。上述の調査結果から、①分権化の動向に対しては市町村の責任や利便性などを背景に肯定的な意見が多く見られること、②それに対応するために市町村には課題があること、この2点を読み取ることができる。しかし、これらは市町村の子ども家庭福祉担当者に対する調査ではなく、児童相談所等、都道府県を対象にしたものであった。

その後、厚生労働省[2]による調査、山縣ら[3]の市町村における相談体制に関する研究から、市町村を中心とする相談体制構築における課題が見られた。柏女ら[4]により児童福祉法改正要綱試案が検討され、今後の分権の方向性について示唆を得てきた。

上述の研究において市町村に対する分権やその課題は断片的に明らかになったが、市区町村を中心とした体制に再構築できるか否かと市区町村における課題の詳細について併せて統計的に把握されてきた研究は少なく、これまで筆者の研究[5)6)]においては市町村を対象とした調査により、市町村の課題や分権化の意向を検証してきた。

以上のことから、本研究は①市町村中心の子ども家庭福祉行政の体制構築(分権)ができるか否か、②市区町村が対応すべき課題とは何かを明らかにすることを目的とした。

Ⅱ. 研究方法

1. 調査方法と調査期間

郵送法による質問紙調査。対象は厚生労働省が把握していた平成19年4月現在、協議会を設置済みであった1175の市区町村である。また、本調査のプリテストに協力を依頼した2自治体は協議会を設置済みであったが、1つは厚生労働省のリストに記載がなかったが、先の条件に合致したため調査対象とした。本調査は協議会設置済みの1176市区町村に対する全数調査である。都道府県とほぼ同等の機能を持つ政令指定都市と児童相談所設置市は調査対象から除外した。調査期間は、平成20年8月1日から9月26日である。

2. 質問紙調査票の構成

属性として都道府県及び市町村名、人口規模、児童人口を設定し、「①自治体の概要」、「②要保護児童対策地域協議会について」、「③今後の子ども家庭福祉行政の実施体制及び市区町村における課題について」、「④子ども家庭福祉行政の再構築に対する考えについて」と4つに柱をわけ全20問で構成した。質問項目については、筆者が使用した調査票[7]をインタビュー調査による知見[8]を盛り込んで改良した。本研究においては「人口規模」、「経年年数」、「課題に対応できるか否か」、「いくつの課題に対応できるか」、「子ども家庭福祉行政を市区町村中心に再構築する必要性はあるか否か」、「子ども家庭福祉行政を市町村中心に再構築できるか否か」が重要な変数である。

3. 調査回答者と回収率

本調査は、できる限り全体を評価できる担当者に回答を依頼することが調査の趣旨や仮説を検証するためにより有益と考え「子ども家庭福祉行政実施体制に詳しい方」として調査票に明記し、最後に職名を尋ねた。なお、回答者の属性は行政経験者の助言をもとに分類した(表2)。調査票の回収数は804(回収率68.4%)、有効回答調査票数801(99.6%)であった。

4. 倫理的配慮

本質問紙調査の倫理的配慮として、調査票を郵送した際、データは統計的に処理し市区町村名を明かさないこと、分析結果の使途、調査に関する問い合わせ先について明記し、回答をもって承諾を得たものとした。

Ⅲ. 研究結果

1. 人口

「1万人以上5万人未満」(43.9%)、「5万人以上10万

人未満」(18.5%)、「1万人未満」(16.5%)、「10万人以上30万人未満」(16.1%)、「30万人以上」(5.0%)であった。

2. 協議会の設置形態

「市町村で単独設置」(98.9%)が多く、「他の市区町村と広域設置」は0.8%であった。

3. 協議会設置からの経年年数

「2年以上」(47.0%)が多く、次いで「2年未満」(38.7%)、「3年以上」(14.3%)であった。「3年以上」の割合から、児童福祉法改正を受け平成17年度4月～8月までに立ち上がった協議会は少なかったことがわかる。

4. 協議会設置以前のネットワークの有無

「あり」(53.0%)、「なし」(47.0%)であり多くの協議会は児童虐待防止市町村ネットワークが基礎になっていると考えられる。

5. 協議会の調整機関

「子ども家庭福祉主管課」(47.5%)が最も高く、次いで「統合課(児童福祉が主担当)」(22.8%)であり、多くは役所内に調整機関があることがわかった。

6. 協議会会議の開催頻度(表3)

(1)代表者会議

「おおむね年1回」(79.4%)が最も多く、「開催していない」(14.1%)も比較的多かった。

(2)実務者会議

「おおむね年3回」(28.8%)が高く、次いで「開催していない」(22.2%)、「おおむね年1回」(22.0%)であった。「おおむね月1回」(14.7%)や「おおむね隔月1回」(11.5%)は4分の1を占めた。

(3)個別ケース会議

「おおむね月1回」(33.1%)が多く、「おおむね隔月1回」(19.1%)、「おおむね年3回」(18.4%)であった。

7. 協議会によって得られたメリット(表4、M.A)

「情報提供・情報収集がしやすくなった」(91.7%)、次いで「児童虐待の理解、認識・関心の高まり」(69.8%)、「関係機関相互の信頼感が高まった」(52.0%)、「対応の迅速化」(48.1%)が高かった。一方、「役割分担の明確化」や「役割分担で一機関の業務負担軽減」は20~32%程度、「担当者の精神的負担感やストレス軽減」や「地域の子育てサービス資源検討につながった」は11～14%程度、「業務の押し付け合いが減った」は6%程度にとどまった。平成19年度の厚生労働省[9]による調査結果に比して、概ね同様かやや低めの数値であった。

8. 市区町村に移譲してもよい子ども家庭福祉サービスの種類

「適当である」と「やや適当である」を合わせた割合が高いのは、「ひとり親家庭福祉行政」(88.2%)、次いで「障害児童福祉行政」(83.6%)、「在宅福祉サービス」(82.2%)と続いた。しかし、「適当である」のみを見た場合はいずれも30%台であり、「どちらかといえば適当」が50%と20%の開きがある。一方で「すべての子ども家庭福祉行政」(75.3%)、「要養護、非行、情緒障害児童福祉行政」(68.1%)は最も高い事項と比して10～20%程度下回ったが、「適当である」のみで見た場合、両者とも20%台前半と慎重な意向が見て取れる(表5)。

9. 市町村の課題(表6～8)

以下、課題は省略して表記する。「できる」と「ややできる」を合わせた肯定的な意向が最も高いのは、①「児相との協働に…」(83.0%)、次いで③「援助活動を工夫…」(77.6%)、④「支援の連続性を…」(75.7%)、⑥「効果的で実効性…」(71.2%)、⑤「市区町村で支え…」(66.4%)と続き、②「子ども家庭福祉…」(51.0%)が最も低い(表6)。なお、先の最も低い「子ども家庭福祉…」は「重要である」「やや重要である」(94.6%)と回答されており、重要な課題と認識されているのに現状としては「できない」ことがわかる(表8)。課題に対応できる数(表7)は6つすべてできる(35.8%)が最も高く、多くの自治体が複数の課題に対応できていることがわかる。

10. 市町村の課題の詳細(表9～14:対応できるか否か、表15～20:課題の重要度)

以下は、表6に示した6つの課題(上位項目)の下位項目であり、対応関係にある。表6の①～⑥で「できる」「ややできる」と回答している(以下、肯定的回答)割合が高いにも関わらず、下位項目で肯定的回答の割合が低いもの、つまり上位項目と下位項目での割合がかけ離れている変数に着目し、表15～20において「重要である」「やや重要である」を合わせた重要度(以下重要度)の回答も交え、結果を述べる。

(1)課題①に対応する下位項目(表9)

上位項目である表6の①「児相との協働に…」(83.0%)に比して、下位項目(表9)では全体的に約81%～90%が肯定的回答をしており、その差は10%前後とかけ離れてはいるとはいえない。重要度(表15)は「児童相談所との…」(72.7%)、「風通しの良い仕…」(64.7%)、「自治体の対応力…」(64.1%)が高い。

(2)課題②に対応する下位項目(表10)

上位項目である表6の②「子ども家庭福祉…」(51.0%)との差が特に大きいのは、「専門職採用とそ…」(17.8%)、「他職種、専門職…」(20.7%)、「兼務体制の限界…」(26.3%)である。翻せば、これらは「対応できない割合が高い」課題である。他の項目はおおむね46~62%ほどで上位項目に近似している。なお重要度(表16)は、「兼務体制の限界…」(78.3%)が最も高く、次いで「専門職採用と

そ･･･」(51.8%)、「専門職の効果的･･･」(39.7%)となっている。つまり、重要度が高い課題と認識されていても「対応できない」との回答の割合が高いことを示している。なお、重要度の割合が 20～30%にとどまるものは「できる」「ややできる」の肯定的回答の割合の方が 20～30%ほど上回っている。

(3)課題③に対応する下位項目(表 11)

上位項目である表6の③「援助活動を工夫…」(77.6%)との差が大きいのは「地域に人材を見…」(31.7%)、「校区ごとのネッ…」(36.5%)、「人事異動があっ…」(50.9%)、「専門職がいるこ…」(55.8%)であり、これらは「対応できない割合が高い」課題である。なお重要度(表17)が高いのは「人事異動があっ…」(57.0%)、「最善の方策を生…」(56.9%)、「協議会を最善の…」(47.8%)である。

(4)課題④に対応する下位項目(表 12)

上位項目である表6の④「支援の連続性を…」(75.7%)との差が大きいのは「係内に複数の…」(44.4%)、「広域的対応を要…」(55.9%)、「専門職と行政職…」(59.7%)、「自治体の特性に…」(61.8%)である。その他は上位項目の割合を上回っている。重要度(表18)が高いのは「人が代わっても…」(69.6%)、「組織的対応の流…」(49.6%)、「係内に複数の担…」(41.8%)であるが、いずれも「できる」「ややできる」とする割合が少し上回った。

(5)課題⑤に対応する下位項目(表 13)

上位項目である表6の⑤「市区町村で支え…」(66.4%)との差が大きいのは「市区町村間に…」(29.9%)、「契約等、新しい…」(33.4%)、「市区町村内に校…」(34.4%)であり、「対応できない割合が高い」課題である。その他、約 12～17%の差があるもの、上位項目の割合と同等さらには上回るものがみられた。重要度(表19)が最も高いのは「転入、転出ケース…」(77.0%)であり、「できる」「ややできる」の割合が若干下回る。次いで「市区町村に資源…」(54.0%)であるが「できる」「ややできる」の割合は若干上回った。それ以外の重要度が高い変数でも「できる」「ややできる」の割合が約1～20%ほど上回る傾向がみられた。

(6)課題⑥に対応する下位項目(表 14)

上位項目である表6の⑥「効果的で実効性…」(71.2%)との差が大きいのは「各々が専門機能…」(24.9%)、「現場や市民の現…」(39.8%)、「家庭の力を育て…」(46.1%)、「時代に即した制…」(49.1%)であり、「対応できない割合が高い」課題である。その他は上位項目の割合を上回った。重要度(表20)は「協働により計画…」(53.6%)、「家庭の力を育て…」(48.7%)、「各々が専門機能…」(48.3%)の順に高かった。重要度が3番目に高い変数であっても「できる」「ややできる」の割合が 22%下回った。重要であってもできない現状が垣間見られる。全体として、重要度の低い変数は高い変数に比べ、「できる」「ややできる」の割合が高い傾向がある。

11. 市町村を中心とする体制について(表 21:分権化できるか否か、表 22:分権化の必要性)

「現状で市区町村中心の体制に再構築すること」は「できる」「ややできる」を合わせて 54.6%、「将来的に市区町村中心の体制に再構築すること」は「できる」「ややできる」を合わせて 70.7%であった。現状での可否は半々程度であるが、将来的な展望としては肯定的な意向の方が高い割合を示している。同時に、将来的な分権の必要性(表 22)について「必要である」「やや必要である」を合わせると 70.7%と支持的であるのに対し、現状での「ややできない」「できない」が 45.4%となっており、必要性は認めつつもこのままでは市町村を中心にすることが難しい状況を示唆している。そのような状況を受けてか、「将来一部を市区町村中心に再構築すること」は「必要である」「やや必要である」が 84.9%を示し、現状でも対応可能な業務であれば、分権によりこの先体制が変わっても大丈夫ではないかとの背景が推察される。

Ⅳ. 考　察

特にとりあげるべきポイントは、「市町村の課題である上位項目と下位項目の関係」、「重要度が高いにも関わらず対応できていない課題は何か」、「市町村中心の体制に再構築する必要性とそれができるか否か」の 3 点といえる。

1. 市町村の課題である上位項目と下位項目の関係

市町村における体制構築に際して対応すべき課題は、上位項目(表 6)、下位項目(表 9～14)ともに全体として「ややできる」が高い割合を示した。上位項目は質問の抽象度が高く、対応する下位項目の内容を代表する表現となっているが、上位項目で「できる」「ややできる」と回答されているのは、必ずしも意識が高く、体制整備に熱意のある自治体であるということはいえない。その理由は、45の下位項目で「できる」が 30%を越えたのはわずか4項目(全て表 9)であり、下位項目での対応状況を総合的に判断した結果としての回答と考えることが妥当と推察されるからである。つまり上位項目として提示している表6の課題に対応「できる」と回答される背景には、それを後押しする要因、すなわち条件としての下位項目があると考えられた。

2. 重要度が高いにも関わらず対応できていない課題は何か

次に、重要度が高い課題であると認識されていても、対応「ややできない」「できない」と回答された割合が高い課題が散見され、「重要であるにも関わらず対応できない課題がある」状況に担当者はジレンマを感じていると推察できる。この変数間の数値のかい離は、市町村中心の体制整備における要因、条件を整理する上でも重要なポイントになると考えられる。本研究では、「兼務体制の

限界を考慮し、専門分野を理解した人材配置をすること」、「専門職採用とその質の向上のための研修をセットで実施すること」、「専門職の効果的活用を視野に入れ、専門職に関する理解や認識を促すこと」、「他職種・専門職の柔軟な人事異動システムとすること」(課題2:表10と16)、「人事異動があっても安定的な体制がとれる仕組みをつくること」(課題3:表11と17)、「転入・転出ケースのためのネットワーク同士のつなぎをすること」、「市区町村間における温度差やバラつきに対応する啓発をすること」(課題5:表13と19)、「各々が専門機能を発揮できる人事体制とすること」、「家庭の力を育てること」(課題6:表14と20)が挙げられる。また、先述の通り下位項目で対応「できる」のみの数値は非常に低い。つまり、「重要であってかつ対応できる」課題は少ない、翻せば「重要であっても対応できない」課題が散見されるということである。上記に挙げた9の下位項目は、この点で特筆すべき課題である。

3. 市町村中心の体制に再構築する必要性とそれができるか否か

市町村中心の体制に再構築することについては現状でできる、できないがおおむね半々に分かれたが、将来的にはできると回答する割合が高く、体制再構築はできると考えられている傾向があるといえる。ただし、将来的な体制再構築の必要性は約 70%と支持されているが、現状で分権は「ややできない」、「できない」とする割合が45%を超えていることから、現状のままでは体制再構築は難しく、それを可能にするための要因(対応すべき課題)を明らかにし、課題に対応するための手立てを用意することが必要である。

V. 今後の課題

本研究の考察を発展させるためには、市町村の課題の構造を明らかにし[10]、体制再構築と市町村が対応すべき課題の項目それぞれの間に関連があるかどうかを明らかにすること、さらにこの作業を通して条件としての下位項目、課題の優先順位の提示をすることも今後の課題である。

註と文献

1)「地方間分権」は,「都道府県中心から市区町村中心の子ども家庭福祉行政へと再構築し，市区町村が子育て支援や要保護児童の福祉に対して連続性と責任をもって，主体的に役割を果たすこと」を想定しており，地方間分権に関する事務の内容の検討は留保した．地方間分権に関する言及はほかに、柏女霊峰.子ども家庭福祉サービス供給体制の過去・現在・未来.子ども家庭福祉学.第6号.日本子ども家庭福祉学会.2006がある。

2)厚生労働省は平成12年度以降、市区町村のネットワークと協議会設置率、課題やメリット等を調査、公表している。厚生労働省.市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について(平成20 年4月現在).
http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/2008/11/dl/h1119-2a.pdf.2008

3)山縣文治・岩間伸之・岡田忠克ほか.子ども家庭福祉相談体制のあり方に関する研究(自治体調査)－地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究－.厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業.大阪市立大学社会福祉学研究室.2005

4)柏女霊峰・澁谷昌史・尾木まりほか.児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案（最終版）.日本子ども家庭総合研究所紀要.42.日本子ども家庭総合研究所.2006

5)佐藤まゆみ.子ども家庭福祉行政実施体制のあり方に関する研究～質問紙調査の分析を通して，協議会型援助による市町村役割強化の可能性を探る～.子ども家庭福祉学.第7号;51-63. 2007

6)佐藤まゆみ.子ども家庭福祉行政の地方間分権における協議会型援助とその課題～インタヴュー調査のデータ分析からの考察～.淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要.第16号;85-103.2007

7)前掲5)

8)前掲6)

9)厚生労働省は平成12年以降、虐待防止ネットワークと協議会に関する調査をし、公表している。なお、平成19年度までこの項目を調査してきたが、平成20年度の調査では調査項目から外している。厚生労働省.市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について.
http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/11/h1119-2.html.2007

10)筆者は平成18年度に協議会設置済み市町村10か所に対し市町村の課題に関するインタビュー調査を実施し、KJ法による市町村の課題の分類と構造化をした。この結果は別の論文にまとめ、発表の予定である。

謝辞

本調査は、全国市町村の児童福祉のご担当、ご関係の方々に多くのご理解とご協力を賜り、実施させていただいたものです。大変ご多忙中にも関わらず、調査へのご協力と貴重なご意見をお寄せいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

表1　措置権を市町村に移譲することについて

「移管、移譲すべきでない」	S61調査48.5%→H5調査33.9%→H12調査11.5%
「施設種別で移管、移譲してもよい」	S61調査46.7%→H5調査62.1%→H12調査78.7%
※児童相談所が所管している地域の人口比率の高低に関わらずこの傾向が見られている。(平成12年調査	
「全面移管、全施設について移すべき」	S61調査2.4%→H5調査2.3%→H12調査6.3%
※施設種別で権限移譲してもよい、全施設移すべきと回答した児童相談所の69.6%が「市(区)のみならず町村にまで移してもよい」と考えていることが示された。	

佐藤まゆみ.子ども家庭福祉行政実施体制のあり方に関する研究～協議会型援助による市町村役割強化の可能性～.淑徳大学大学院社会学研究科平成17年度修士論文.2006にもとづき一部修正

表2　回答者の職名

	度数(%)
主任級	226(28.5)
係長級	152(19.1)
課長補佐級	97(12.2)
課長級	70(8.8)
専門職や機関の担当者	62(7.8)
無回答	49(6.2)
その他(どれにもあてはまらないもの)	138(17.4)
合計	794(100.0)

表3　協議会会議の頻度

	代表者会議の頻度(%)	実務者会議の頻度(%)	個別ケース会議の頻度(%)
開催していない	110(14.1)	168(22.2)	61(8.1)
おおむね年1回	618(79.4)	166(22.0)	44(5.9)
おおむね年3回	49(6.3)	218(28.8)	138(18.4)
おおむね隔月1回	0(0.0)	87(11.5)	143(19.1)
おおむね月1回	1(0.1)	111(14.7)	248(33.1)
おおむね週1回	0(0.0)	3(0.4)	85(11.3)
おおむね週2回以上	0(0.0)	3(0.4)	30(4.0)
合計	778(100.0)	756(100.0)	749(100.0)

表4　協議会の設置によるメリット

	情報提供・情報収集がしやすくなった(%)	関係機関相互の信頼感が高まった(%)	役割分担で一機関の業務負担軽減(%)	対応の迅速化(%)	児童虐待の理解・認識・関心の高まり(%)	地域の子育てサービス資源検討につながった(%)
あてはまる	728(91.7)	413(52.0)	161(20.3)	382(48.1)	554(69.8)	91(11.5)
あてはまらない	66(8.3)	381(48.0)	633(79.7)	412(51.9)	240(30.2)	703(88.5)
合計	794(100.0)	794(100.0)	794(100.0)	794(100.0)	794(100.0)	794(100.0)

	担当者の精神的負担感やストレス軽減(%)	役割分担明確化(%)	業務の押し付け合いが減った(%)
あてはまる	114(14.4)	256(32.2)	50(6.3)
あてはまらない	680(85.6)	538(67.8)	744(93.7)
合計	794(100.0)	794(100.0)	794(100.0)

表5　市区町村に移譲してもよい子ども家庭福祉サービスの種類

	障害児童福祉行政について市区町村実施(%)	ひとり親家庭福祉行政について市区町村で実施(%)	要養護・非行・情緒障害児童福祉行政について市区町村で実施(%)	在宅福祉サービスについて市区町村で実施(%)	すべての子ども家庭福祉行政について市区町村で実施(%)
適当である	258(33.2)	292(37.4)	181(23.1)	250(32.1)	179(23.0)
どちらかといえば適当である(%)	392(50.4)	397(50.8)	352(45.0)	391(50.1)	406(52.3)
どちらかといえば適当でない(%)	111(14.3)	81(10.4)	214(27.3)	112(14.4)	143(18.4)
適当ではない(%)	17(2.2)	11(1.4)	36(4.6)	27(3.5)	49(6.3)
合計(%)	778(100.0)	781(100.0)	783(100.0)	780(100.0)	777(100.0)

表6 市町村の課題(上位項目)

	①児相との協働によるノウハウ伝達など自治体の対応力向上のための取り組みをすること	②子ども家庭福祉関係の専門職をより効果的に活用するための取り組みをすること(%)	③援助活動を工夫し子どもと家庭に最善の方策を見出すための取り組みをすること(%)	④支援の連続性を考慮した援助活動が可能となるための取り組みをすること(%)	⑤市区町村で支えるか広域で支えるかを判断し援助するための取り組みをすること(%)	⑥効果的で実効性のある援助をするための取り組みをすること(%)
できる	226(28.5)	75(9.5)	114(14.4)	114(14.4)	119(15.2)	93(11.8)
ややできる	433(54.5)	327(41.5)	499(63.2)	484(61.3)	402(51.2)	469(59.4)
ややできない	109(13.7)	275(34.9)	159(20.1)	172(21.8)	219(27.9)	199(25.2)
できない	26(3.3)	111(14.1)	18(2.3)	19(2.4)	45(5.7)	29(3.7)
合計	794(100.0)	788(100.0)	790(100.0)	789(100.0)	785(100.0)	790(100.0)

表7 対応できる課題数

	度数(%)
0	44(5.7)
1	42(5.4)
2	67(8.6)
3	80(10.3)
4	116(14.9)
5	149(19.2)
6	278(35.8)
合計	776(100.0)

表8 市町村の課題の重要度

	児相との協働によるノウハウ伝達など自治体の対応力向上のための取り組みをすること	子ども家庭福祉関係の専門職をより効果的に活用するための取り組みをすること(%)	援助活動を工夫し子どもと家庭に最善の方策を見出すための取り組みをすること(%)	支援の連続性を考慮した援助活動が可能となるための取り組みをすること(%)	市区町村で支えるか広域で支えるかを判断し援助するための取り組みをすること(%)	効果的で実効性のある援助をするための取り組みをすること(%)
重要である	564(72.0)	437(55.9)	503(64.4)	485(62.3)	304(39.1)	530(67.8)
やや重要である	208(26.6)	303(38.7)	262(33.5)	270(34.7)	364(46.8)	232(29.7)
やや重要でない	9(1.1)	32(4.1)	15(1.9)	21(2.7)	95(12.2)	16(2.0)
重要でない	2(0.3)	10(1.3)	1(0.1)	3(0.4)	14(1.8)	4(0.5)
合計	783(100.0)	782(100.0)	781(100.0)	779(100.0)	777(100.0)	782(100.0)

表9 表6の課題①に対応する下位項目

	風通しの良い仕組みとして協議会の会議を活用すること(%)	児童相談所からのノウハウ伝達方法(講習会や研修会、モデル事業等)をもつこと(%)	児童相談所との協働によってノウハウの伝達を受けること(%)	自治体の対応力の向上に対する積極的な意識をもつこと(%)	自治体の対応力の向上に関する取り組みをすること(顔が見える関係を作ること
できる	258(32.6)	218(27.5)	251(31.7)	238(30.2)	246(31.2)
ややできる	439(55.5)	429(54.1)	436(55.0)	459(58.2)	467(59.2)
ややできない	83(10.5)	128(16.1)	91(11.5)	88(11.2)	71(9.0)
できない	11(1.4)	18(2.3)	15(1.9)	4(0.5)	5(0.6)
合計	791(100.0)	793(100.0)	793(100.0)	789(100.0)	789(100.0)

表10　表6の課題②に対応する下位項目

	兼務体制の限界を考慮し、専門分野を理解した人材配置をすること(%)	専門職採用とその質の向上のための研修をセットで実施すること(%)	他職種、専門職の柔軟な人事異動システムとすること(%)	行政職のキャリアがある人の手腕を活用すること(%)	協議会のコーディネーターの力量を向上させること(%)	専門職の効果的活用を視野に入れ、専門職に関する理解や認識を促すこと(%)	専門職等が理解しあい、活用しあう方策として協議会を活用すること(%)
できる	32(4.1)	25(3.2)	25(3.2)	42(5.4)	45(5.7)	53(6.7)	92(11.7)
ややできる	174(22.2)	115(14.6)	137(17.5)	319(40.6)	387(49.1)	373(47.4)	398(50.5)
ややできない	379(48.3)	370(47.1)	399(51.0)	310(39.5)	287(36.4)	273(34.7)	209(26.5)
できない	200(25.5)	276(35.1)	221(28.3)	114(14.5)	69(8.8)	88(11.2)	89(11.3)
合計	785(100.0)	786(100.0)	782(100.0)	785(100.0)	788(100.0)	787(100.0)	788(100.0)

表11　表6の課題③に対応する下位項目

	協議会を最善の方策やより良い方策を検討できる横断的組織とすること(%)	最善の方策を生み出す意識とそれができる環境や体制を整えること(%)	ケース管理等に付随する必要な政策を提案すること(%)	校区ごとのネットワーク等、地域の中に小さなネットワークをつくること(%)	意識共有の場、機会を活かすことやマニュアル等をもつこと(%)	人事異動があっても安定的な体制がとれる仕組みをつくること(%)	専門の相談員と知識のある役場職員が役割分担をすること(%)	専門職が少なかったり、専門職でなくともできる工夫をすること(%)
できる	160(20.4)	101(12.9)	80(10.2)	49(6.3)	125(16.0)	64(8.2)	90(11.5)	62(7.9)
ややできる	469(59.7)	501(63.9)	462(59.1)	236(30.2)	452(57.8)	335(42.7)	375(48.0)	473(60.4)
ややできない	135(17.2)	168(21.4)	215(27.5)	376(48.1)	173(22.1)	304(38.8)	216(27.7)	211(26.9)
できない	21(2.7)	14(1.8)	25(3.2)	120(15.4)	32(4.1)	81(10.3)	100(12.8)	37(4.7)
合計	785(100.0)	784(100.0)	782(100.0)	781(100.0)	782(100.0)	784(100.0)	781(100.0)	783(100.0)

	専門職がいることによる良さが実感できること(%)	地域に人材を見出し育てること(%)
できる	124(15.9)	13(1.7)
ややできる	312(39.9)	235(30.0)
ややできない	217(27.7)	427(54.5)
できない	129(16.5)	108(13.8)
合計	782(100.0)	783(100.0)

表12　表6の課題④に対応する下位項目

	係内に複数の担当者を配置すること(%)	ケースの連続性のために事務局が機能すること(%)	人が代わっても引継ぎ共有できる記録と進行管理の仕組みを持つこ	組織として情熱や熱意を継続すること(%)	専門職と行政職の問題意識を行政の責任で形にすること(%)	円滑な体制のための啓発や定期的な連絡会等をもつこと(%)	組織的対応の流れを作ること(%)
できる	111(14.1)	187(23.7)	227(28.7)	163(20.8)	69(8.8)	194(24.6)	179(22.7)
ややできる	239(30.3)	450(57.0)	466(59.0)	459(58.7)	397(50.9)	449(57.0)	461(58.6)
ややできない	249(31.6)	130(16.5)	84(10.6)	143(18.3)	243(31.2)	123(15.6)	132(16.8)
できない	190(24.1)	23(2.9)	13(1.6)	17(2.2)	71(9.1)	22(2.8)	15(1.9)
合計	789(100.0)	790(100.0)	790(100.0)	782(100.0)	780(100.0)	788(100.0)	787(100.0)

	自治体の特性による独自の効率性を模索すること(%)	広域的対応を要する事項の整理と対応の仕方の整理をすること(%)
できる	91(11.6)	73(9.3)
ややできる	395(50.2)	365(46.6)
ややできない	255(32.4)	292(37.3)
できない	46(5.8)	53(6.8)
合計	787(100.0)	783(100.0)

表13　表6の課題⑤に対応する下位項目

	転入、転出ケースのためのネットワーク同士のつなぎをすること(%)	市区町村間における温度差やばらつきに対応する啓発をすること(%)	広域で連携して扱えるケース、扱えないケースの選別をすること(%)	契約等、新しいサービス利用の仕組みを視野に入れ、広域ケースのネットワークへのつなぎを模索する	市区町村に資源やノウハウが少ない事項は何かを検討すること(%)	広域でうまくいく、メリットのある事項は何かを検討すること(%)	市区町村内に校区等のネットワークを重層的に構築すること(%)
できる	198(25.2)	24(3.1)	87(11.2)	27(3.5)	77(9.8)	47(6.0)	42(5.4)
ややできる	367(46.7)	209(26.8)	337(43.2)	232(29.9)	443(56.6)	336(43.0)	227(29.0)
ややできない	173(22.0)	393(50.3)	275(35.3)	372(48.0)	218(27.8)	314(40.2)	388(49.5)
できない	48(6.1)	155(19.8)	81(10.4)	144(18.6)	45(5.7)	85(10.9)	127(16.2)
合計	786(100.0)	781(100.0)	780(100.0)	775(100.0)	783(100.0)	782(100.0)	784(100.0)

表14　表6の課題⑥に対応する下位項目

	時代に即した制度の評価、点検の仕組みを整えること(%)	現場や市民の現状をまとめ分析する力量と制度に生かす体制を整えること(%)	各々が専門機能を発揮できる人事体制とすること(%)	協働により計画性のある支援をすること(%)	要保護ケースにサービスを届けるための力量をつけること(%)	支援に活かすためのサービスや制度を把握すること(%)	家庭の力を育てること(%)
できる	42(5.4)	26(3.3)	15(1.9)	75(9.6)	62(7.9)	160(20.4)	17(2.2)
ややできる	341(43.7)	285(36.5)	180(23.0)	498(63.4)	487(62.2)	518(66.0)	343(43.9)
ややできない	327(41.9)	385(49.3)	411(52.6)	182(23.2)	207(26.4)	93(11.8)	363(46.4)
できない	71(9.1)	85(10.9)	175(22.4)	30(3.8)	27(3.4)	14(1.8)	59(7.5)
合計	781(100.0)	781(100.0)	781(100.0)	785(100.0)	783(100.0)	785(100.0)	782(100.0)

表15　表6課題①の下位項目の重要度(M.A)

	風通しの良い仕組みとして協議会の会議を活用すること(%)	児童相談所からのノウハウ伝達方法(講習会や研修会、モデル事業等)をもつこと(%)	児童相談所との協働によってノウハウの伝達を受けること(%)	自治体の対応力の向上に対する積極的な意識をもつこと(%)	自治体の対応力の向上に関する取り組みをすること(顔が見える関係を作ること等)(%)
重要である	511(64.7)	354(44.8)	574(72.7)	396(50.1)	507(64.1)
選択なし	279(35.3)	436(55.2)	216(27.3)	395(49.9)	284(35.9)
合計	790(100.0)	790(100.0)	790(100.0)	791(100.0)	791(100.0)

表16　表6課題②の下位項目の重要度(M.A)

	兼務体制の限界を考慮し、専門分野を理解した人材配置をすること(%)	専門職採用とその質の向上のための研修をセットで実施すること(%)	他職種、専門職の柔軟な人事異動システムとすること(%)	行政職のキャリアがある人の手腕を活用すること(%)	協議会のコーディネーターの力量を向上させること(%)	専門職の効果的活用を視野に入れ、専門職に関する理解や認識を促すこと	専門職等が理解しあい、活用しあう方策として協議会を活用すること(%)
重要である	615(78.3)	407(51.8)	276(35.2)	173(22.0)	271(34.5)	312(39.7)	258(32.9)
選択なし	170(21.7)	378(48.2)	509(64.8)	612(78.0)	514(65.5)	473(60.3)	527(67.1)
合計	785(100.0)	785(100.0)	785(100.0)	785(100.0)	785(100.0)	785(100.0)	785(100.0)

表17　表6課題③の下位項目の重要度(M.A)

	協議会を最善の方策やより良い方策を検討できる横断的組織とすること(%)	最善の方策を生み出す意識とそれができる環境や体制を整えること(%)	ケース管理等に付随する必要な政策を提案すること(%)	校区ごとのネットワーク等、地域の中に小さなネットワークをつくること	意識共有の場、機会を活かすことやマニュアル等をもつこと(%)	人事異動があっても安定的な体制がとれる仕組みをつくること(%)	専門の相談員と知識のある役場職員が役割分担をすること(%)
重要である	374(47.8)	445(56.9)	105(13.4)	138(17.7)	223(28.5)	446(57.0)	187(23.9)
選択なし	408(52.2)	337(43.1)	676(86.6)	643(82.3)	559(71.5)	336(43.0)	595(76.1)
合計	782(100.0)	782(100.0)	781(100.0)	781(100.0)	782(100.0)	782(100.0)	782(100.0)

	専門職が少なかったり、専門職でなくともできる工夫をすること(%)	専門職がいることによる良さが実感できること(%)	地域に人材を見出し育てること(%)
重要である	213(27.2)	92(11.8)	105(13.4)
選択なし	569(72.8)	690(88.2)	677(86.6)
合計	782(100.0)	782(100.0)	782(100.0)

表18　表6課題④の下位項目の重要度(M.A)

	係内に複数の担当者を配置すること(%)	ケースの連続性のために事務局が機能すること(%)	人が代わっても引継ぎ共有できる記録と進行管理の仕組みを持つこと(%)	組織として情熱や熱意を継続すること(%)	専門職と行政職の問題意識を行政の責任で形にすること(%)	円滑な体制のための啓発や定期的な連絡会等をもつこと(%)	組織的対応の流れを作ること(%)
重要である	327(41.8)	322(41.1)	545(69.6)	145(18.5)	119(15.2)	313(40.0)	388(49.6)
選択なし	455(58.2)	461(58.9)	238(30.4)	638(81.5)	664(84.8)	470(60.0)	395(50.4)
合計	782(100.0)	783(100.0)	783(100.0)	783(100.0)	783(100.0)	783(100.0)	783(100.0)

	自治体の特性による独自の効率性を模索すること(%)	広域的対応を要する事項の整理と対応の仕方の整理をすること(%)
重要である	96(12.3)	66(8.4)
選択なし	687(87.7)	717(91.6)
合計	783(100.0)	783(100.0)

表19　表6課題⑤の下位項目の重要度(M.A)

	転入、転出ケースのためのネットワーク同士のつなぎをすること(%)	市区町村間における温度差やばらつきに対応する啓発をすること(%)	広域で連携して扱えるケース、扱えないケースの選別をすること(%)	契約等、新しいサービス利用の仕組みを視野に入れ、広域ケースのネットワークへのつなぎを模索すること(%)	市区町村に資源やノウハウが少ない事項は何かを検討すること(%)	広域でうまくいく、メリットのある事項は何かを検討すること(%)	市区町村内に校区等のネットワークを重層的に構築すること(%)
重要である	589(77.0)	252(32.9)	233(30.5)	252(32.9)	413(54.0)	220(28.8)	248(32.4)
選択なし	176(23.0)	513(67.1)	532(69.5)	513(67.1)	352(46.0)	545(71.2)	517(67.6)
合計	765(100.0)	765(100.0)	765(100.0)	765(100.0)	765(100.0)	765(100.0)	765(100.0)

表20　表6課題⑥の下位項目の重要度(M.A)

	時代に即した制度の評価、点検の仕組みを整えること(%)	現場や市民の現状をまとめ分析する力量と制度に生かす体制を整えること(%)	各々が専門機能を発揮できる人事体制とすること(%)	協働により計画性のある支援をすること(%)	要保護ケースにサービスを届けるための力量をつけること(%)	支援に活かすためのサービスや制度を把握すること(%)	家庭の力を育てること(%)
重要である	227(29.0)	310(39.6)	378(48.3)	419(53.6)	272(34.8)	334(42.7)	381(48.7)
選択なし	555(71.0)	472(60.4)	404(51.7)	363(46.4)	510(65.2)	448(57.3)	401(51.3)
合計	782(100.0)	782(100.0)	782(100.0)	782(100.0)	782(100.0)	782(100.0)	782(100.0)

表21　分権化に対応できるか否か

	現状で市区町村中心の体制に再構築すること(%)	将来的に市区町村中心の体制に再構築すること(%)
対応できる	60(7.6)	93(12.0)
やや対応できる	370(47.0)	457(58.7)
やや対応できない	282(35.8)	187(24.0)
対応できない	76(9.6)	41(5.3)
合計	788(100.0)	778(100.0)

表22　分権化の必要性

	将来全てを市区町村中心に再構築すること(%)	将来一部を市区町村中心に再構築すること(%)
必要である	178(22.7)	241(31.4)
やや必要である	376(48.0)	410(53.5)
やや必要でない	165(21.0)	83(10.8)
必要でない	65(8.3)	33(4.3)
合計	784(100.0)	767(100.0)